

破碎業の事業計画書及び収支見積書

年 月 日 現在作成

1 事業の全体計画（業務を行う時間、従業員数、休業日、扱う車種（乗用車、大型車）を含む。）

| | | | | | |
|-------------|--|------|---|-----|--|
| （フロー概略図を添付） | | | | | |
| 業務時間 | | 従業員数 | 人 | 休業日 | |

2 解体自動車等の引取実績及び計画

| 年 度 | ____年度実績 （3年前） | ____年度実績 （2年前） | ____年度実績 （1年前） | 許可取得後 の年間計画 |
|---------|-------------------|-------------------|-------------------|----------------|
| 引 取 台 数 | 台 | 台 | 台 | 台 |
| 主な引取先 | | | | |

3 破碎実績（圧縮のみ含む）

| 年 度 | ____年度実績 （3年前） | ____年度実績 （2年前） | ____年度実績 （1年前） |
|--------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 年間処理実績 | 台 | 台 | 台 |
| 年間稼働日数 | 日 | 日 | 日 |
| 平均処理実績 | 台/日 | 台/日 | 台/日 |

4 破碎等能力

| | | |
|---------|--------|--------|
| 1日当処理能力 | 稼働予定日数 | 年間処理能力 |
| 台/日 | 日 | 台 |

(別紙1(破碎))

5 保管の状況

| 解体自動車 | | A S R | |
|--------|---|--------|----------------|
| 保管量の上限 | 台 | 保管量の上限 | m ³ |
| 現在保管量 | 台 | 現在保管量 | m ³ |

6 年間収支見積書

| 項 目 | | 前年度 (年) (決算月(月)) | | 今年度の見込み (決算月(月)) | |
|-----------------|---------------|------------------------|--------------|----------------------|--------------|
| | | 年度 (千円) | (1台当) (円) | 年度 (千円) | (1台当) (円) |
| 売上高(全体) | ア(総売上収入) | | | | |
| 売上原価 | イ(使用済自動車等購入費) | | | | |
| その他の経費 | ウ | | | | |
| うち廃棄物処理委託費 | エ | | | | |
| 営業利益 | オ=ア-イ-ウ | | | | |
| 営業外損益 | カ(主に支払利息(注)) | | | | |
| 経常利益 | キ=オ+カ | | | | |
| 解体自動車等年間引取台数(台) | | | | | |
| 解体自動車等年間処理台数(台) | | | | | |

(参考)

| | 前年度末 | 現 在 |
|---------------------|------|-----|
| 負債総額(年度末残高) (千円) | | |

(注) 1 「1台当」額は、売上原価は引取台数で、その他は処理台数で割ること。

2 支払利息のみの場合又は支払利息が受取利息より多い場合はマイナスで計上すること。

誓 約 書

年 月 日

豊 田 市 長 殿

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

申請者は、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。

記

- 1 精神の機能の障害により業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 3 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号。以下「使用済自動車再資源化法」という。）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）、浄化槽法（昭和58年法律第43号）その他生活環境の保全を目的とする法令で使用済自動車の再資源化等に関する法律施行令（平成14年政令第389号。以下「政令」という。）第6条で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 4 使用済自動車再資源化法第66条（第72条において読み替えて準用する場合を含む。）、廃棄物処理法第7条の4若しくは第14条の3の2（廃棄物処理法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）
- 5 その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- 6 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- 7 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が1から6までのいずれかに該当するもの
- 8 法人でその役員又は政令第5条で定める使用人のうちに1から6までのいずれかに該当する者のあるもの
- 9 法人で暴力団員等がその事業活動を支配するもの
- 10 個人で政令第5条で定める使用人のうちに1から6までのいずれかに該当する者のあるもの

解体業・破砕業許可申請等に係る規制法令確認状況票

| 確認年月日 | 確認先 | 法令名 | 確認結果 | チェック欄※ |
|-------|-------------------------|----------------|------|--------|
| | 建築相談課 () | 建築基準法 | | |
| | 開発調整課 () | 都市計画法 自然公園法 | | |
| | 土木管理課又は 道路維持課 () | 道路法 | | |
| | 土木管理課又は 河川課 () | 河川法 | | |
| | 農政企画課 () | 農地法 農振法 | | |
| | 森林課 () | 森林法 | | |
| | 消防本部 予防課 () | 消防法 | | |
| | () | | | |
| | () | | | |

- ・記載されている課名は、**市役所**での各法令の**協議先、相談窓口**です。必要に応じて記載されている課以外の関係各課とも協議を行ってください。
- ・「砂防法」（豊田加茂建設事務所）及び保安林（豊田加茂農林水産事務所）については、必要に応じて別途ご確認ください。
- ・確認先の欄には、担当部署名、（ ）内は担当者の名前を記入してください。
- ・※には記入しないでください。